

○ 適用除外

<p>51</p>	<p>答申19（行個）144 「特定日に本人が特定刑事施設において人権侵犯による被害申告を行った人権侵犯事件に係る記録の不開示決定（適用除外）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定刑事施設における人権侵犯事件関係の書類について、法45条1項の「刑事事件に係る刑の執行に係る保有個人情報」に当たらないとしたもの 	<p>1 本件開示請求等について 本件開示請求は、(略)「特定日A送附人権侵犯事案申立書面、特定日B来所調査面談記録調査書類、特定日C、特定日D発信申立書面一以上に基づいて実施された調査及び事実確認書類の全て、侵犯事実不存在の決定に至る認定事実記録書類」に記載された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものである。(略)</p> <p>2 適用除外について 法45条1項は、刑事事件の裁判、刑の執行等に係る保有個人情報について、第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定を適用しないとしている。</p> <p>(2) 法45条1項の規定の趣旨は、(略) 刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求の対象とした場合、前科等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰や更生保護の上で問題となり、その者に不利益になるおそれがあるためであると認められる。</p> <p>このことから、開示請求に係る保有個人情報が、特定個人が刑事施設に収容されている又は収容されていたことを前提として、刑の執行又はこれに付随する事務の過程において作成又は取得され、刑事施設が保有するものに該当する場合は、当然に、法45条1項の適用除外規定に該当し、不開示とされているところである。</p> <p>しかしながら、本件開示請求は、前記1記載のとおり、開示請求者が特定日に申し立てた人権侵犯被害申告についての調査結果記録等に記載された保有個人情報であり、開示請求書、審査請求書及び諮問庁作成の理由説明書に対する審査請求人の意見書の記載内容を見ても、被害申告の内容は明示されておらず、また、そもそも、人権侵犯被害申告は、様々な領域における様々な事項について、人権侵犯の被害を受けたと思料する何人もが行うことのできるものであるから、刑事施設において人権侵犯事件の被害申告について調査等が行われたからといって、当該申告者が受刑者であるとは限らないし、仮に受刑者からの被害申告であったとしても、当該申告が刑の執行又はこれに必然的に付随する事務の過程で行われた人権侵犯に関するものとは必ずしも言い得ない。</p> <p>以上のことから、本件対象保有個人情報は、法45条1項の「刑事事件に係る刑の執行に係る保有個人情報」に該当するとまでは認められないので、法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定は、取り消すべきである。</p>
<p>52</p>	<p>答申20（独個）4 「公社が実施した特定の郵便局における非常勤職員賃金に係る調査に際し、本人から録取した調書の不開示決定（適用除外）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵政監察官が事件の捜査 	<p>2 本件対象保有個人情報に対する法第4章の規定の適用の可否について</p> <p>(2) 本件文書の訴訟に関する書類該当性について (略)</p> <p>当審査会において本件文書を確認、見分したところ、本件文書は、その記載内容から、郵政監察官が、本件に係る事件の調査に際し、異議申立人から録取した調書であり、事件の捜査の過程において作成・取得した書類であると認められる。</p>

	<p>の過程において作成・取得した書類に記載された情報について、刑事訴訟法53条の2の訴訟に関する書類に記載されている個人情報に該当することから、法第4章の規定は適用されず、不開示相当としたもの</p>	<p>また、諮問庁の口頭説明によれば、本件当時の郵政監察官が司法警察員として作成した捜査関係書類は、原則として郵政民営化の時点で、警察機関に引き継いでいるが、本件文書については、郵政民営化以前に開示請求があったため、例外的に現在は諮問庁が保有しているところ、開示請求に係る手続がすべて終了した時点で警察機関等と相談の上、警察機関に引き継ぐ可能性があるとのことである。</p> <p>上記の諮問庁の説明を踏まえれば、既に郵政監察官制度が廃止され諮問庁が民間企業となった現在においてもなお、本件文書は、本件に係る事件の捜査記録として、その性質において将来訴訟記録等となる可能性のある書類であると認められる。</p> <p>なお、本件に係る事件については、既に公訴時効が完成しているが、将来警察機関に引き継がれる捜査関係書類となる可能性のある文書であるという本件文書の性質は、時効の完成により変わるものではないと認められる。</p> <p>したがって、本件文書は、訴訟記録、不起訴記録及び不提出記録のいずれにも該当しないが、上記(1)のとおり、刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」に該当することから、本件対象保有個人情報については、法第4章の規定は適用されないものと認められ、不開示とすることが相当である。</p>
53	<p>答申22(行個)133 「前科調書等に記載された本人の前科前歴の不開示決定(適用除外)に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 前科調書について、刑事訴訟法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」としてではなく、法45条1項により法第4章の適用がないと判断したもの 	<p>第3 諮問庁の説明の要旨</p> <p>刑訴法53条の2第2項では、訴訟に関する書類及び押収物に記載されている個人情報については、法の第4章の規定は適用しないとされており、例えば、個別の被疑事件又は被告事件に関して作成・取得された前科調書に記載された個人情報は、同条により法の第4章の適用が除外される。</p> <p>また、訴訟に関する書類以外の行政文書に記載された前科前歴についても、法45条1項により、法の第4章が適用されない。</p> <p>そもそも、刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報を法の第4章の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で刑事施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。</p> <p>このような趣旨から考えても、前科調書若しくは他の行政文書に記載された請求人の前科前歴(本件対象保有個人情報)が、法の適用から除外されるのは明らかである。</p> <p>(略)</p> <p>第5 審査会の判断の理由</p> <p>(略)</p> <p>2 適用除外について</p> <p>法45条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報について、法の第4章の規定を適用しないとしている。</p> <p>諮問庁は、法45条1項の趣旨について、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を開示請求等の対象とすると、前科等が明らか</p>

		<p>となる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で刑事収容施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、このような情報につき、法の第4章を適用しないこととしたものである旨説明する。</p> <p>そこで、検討すると、法45条1項が、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報のうち、当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものについて、開示請求等の法の規定を適用しないと定めた趣旨は、これらの保有個人情報は、当該者本人の前科、前歴、逮捕歴、勾留歴等を示す情報やこれら履歴を前提とする情報であって、これらの保有個人情報を開示請求等の対象とすると、当該本人の前科等の履歴が本人以外の者に明らかとなる危険性があり、当該本人の社会復帰や更生保護を図る上で本人の不利益になるおそれがあるため、このような弊害を防止しようとするところにあるものと解される。</p> <p>そして、個人の前科前歴に係る個人情報で検察庁が保有するものは、これを開示請求等の対象とした場合、そのような個人情報を検察庁が保有していることが明らかとなり、これによって当該開示請求者本人がいわゆる前科前歴を有する者であることが明らかとなり、その者の社会復帰や更生保護を図る上でその者の不利益になる危険性があるから、刑事事件の裁判、刑の執行に係る保有個人情報であって法45条1項により法の第4章の適用が除外されるものであり、法の第4章の適用除外については、当該前科前歴の情報がどのような行政文書に記載されているかを問うものではないことは同項の規定上明らかである。</p> <p>本件対象保有個人情報は、前科調書等に記載された本人の前科前歴情報であり、正に法45条1項の規定上、適用除外の対象とする個人情報そのものであるから、法の第4章の規定は適用されない。</p> <p>したがって、本件対象保有個人情報は、法の開示請求手続等の規定の適用を受けないものと認められる。</p>
23-40	<p>答申23（行個）106 「入国警備官が作成した本人の供述調書等の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 45条の制定趣旨からみて、本人の供述情報の一部にすぎない不開示部分が法の適用除外になるものと解することはできないとした例 	<p>2 適用除外について （略） (2) 検討</p> <p>適用除外を定める法45条の趣旨については、諮問庁の説明するとおりであると認められる（先例答申・平成23年度（行個）答申第30号等）。すなわち、法45条1項が、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報のうち、当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものについて、開示請求等の法の規定を適用しないと定めた趣旨は、これらの保有個人情報には、当該本人の前科、少年院収容歴、逮捕歴、勾留歴等を示す情報が含まれており、これらの保有個人情報を開示請求等の対象とすると、当該本人の前科等が本人以外の者に明</p>

		<p>らかとなる危険性があり、当該本人の社会復帰や更生保護を図る上で本人の不利益になるおそれがあるため、このような弊害を防止しようとするところにあるものと解されるのである。</p> <p>上記の法45条の趣旨を踏まえて、本件不開示部分について検討すると、当該文書（文書4）に記録された情報は、全体として審査請求人本人の供述情報であり、本件不開示部分は、本人の供述情報の一部であって、それ自体が刑の執行等に関する情報ではなく、本人の供述情報中に本人の刑の執行等に言及した部分があるというにすぎない。また、その情報の性質上、当然のことながら、その内容も簡潔なものであり、その真偽についても、少なくとも当該文書（文書4）のみから明らかとなるものではない。そうすると、法45条の制定趣旨（これらの情報を法による開示請求の対象とする、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得して、提出させられるなどして、前科等が本人以外の者に明らかとなり、本人の社会復帰上の不利益となることを防止する。）からみて、本人の供述情報の一部にすぎない本件不開示部分が法の適用除外になるものと解することはできない。</p>
23-41	<p>答申24（行個）2 「本人が提出した予告通知書等の不開示決定（適用除外）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 異議申立人が訴訟提起のため作成した文書について、刑の執行等と関連する記述があったとしても、そのことをもって、当該文書が、直ちに45条1項にいう「刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報」が記録された行政文書に当たるわけではないと判断された事例 個々の文書については、その名称も含めて、14条に規定する不開示情報該当性が認められる一方、45条1項の適用除外については、個々の文書ごとにそれに記録される情報の内容・性質により判断するほかはないため、これを明示するとかえって不開示情報を明らかにする結果となるとみられることから、あえてその点の判断を 	<p>2 原処分の妥当性について</p> <p>(1) 文書1及び文書2に記録された保有個人情報について</p> <p>ア 適用除外について (略)</p> <p>B 適用の可否 諮問庁は、文書1及び文書2の具体的な記載内容の中に、特定刑事施設において懲罰等を科された旨の記述があることをもって、適用除外の根拠としているものと解される。しかしながら、本件開示請求書を確認すると、開示請求者（異議申立人）が特定刑事施設に収容中、あるいは収容されていたことをうかがわせる記載は見当たらず、また、請求対象である個人情報が記録された「予告通知書」及び「照会書」は、民事訴訟法132条の2（訴えの提起前における照会）に基づいて提出されたものであって、それ自体は、直ちに開示請求者（異議申立人）が刑事施設に収容されている者等であることを示すものではない。</p> <p>また、文書1及び文書2は、異議申立人自身が訴訟提起のために作成したものであることも踏まえると、その具体的記載内容の一部に、刑の執行等と関連するような記述があったとしても、そのことによって、法45条1項により法の第4章の規定の適用が除外されているとは認められない。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 文書3に記録された保有個人情報について (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 適用除外について まず、「送付書」及び「回報書本文」に対する法の第4章の規定の適用の可否について検討する。</p> <p>これらについては、作成者が特定刑事施設の長であり、具体</p>

	<p>示さないとした例</p>	<p>的な記載内容にも開示請求者が被収容者であることを示す部分があるものの、行政庁が訴訟に関連して法務省や法務局からの照会に対して回報すること自体は、法45条1項にいう「刑の執行」に密接に関連する業務とは言えない以上、その具体的記載内容に開示請求者が被収容者であることが推測される部分があったとしても、そのことによって、法の第4章の規定の適用が除外されることになるとは認められない。</p> <p>一方、各種の添付資料には、様々な文書が含まれるところ、下記(イ)で判断するとおり、個々の文書については、その名称も含めて、法14条に規定する不開示情報該当性が認められるのであり、他方、法45条1項の適用除外については、個々の文書ごとにそれに記録される情報の内容・性質により判断するほかはないため、これを明示するとかえって不開示情報を明らかにする結果となるとみられることから、本答申においては、あえてその点の判断を示さない。</p>
<p>24-43</p>	<p>答申24(行個)63 「本人の労災請求に関し広島中央労働基準監督署において作成・収集した文書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労災請求の判断のための「訴訟に関する書類」の資料の名称について、それ自体が刑の執行等に関する情報及び訴訟に関する書類ではないとして、刑事訴訟法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」及び法45条1項の規定により法第4章の規定の適用が除外される「刑の執行に係る保有個人情報」に該当しないとした例 	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>(1) 文書3(添付資料一覧) (略)</p> <p>イ 文書3② 当該不開示部分には、審査請求人に係る実地調査復命書の添付資料名が記載されている。</p> <p>(ア) 諮問庁は、理由説明書において、当該部分は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報であり、法45条1項及び刑事訴訟法53条の2第2項に該当するため、適用除外規定に該当するものと認められ、これらの情報を開示請求等の対象とした場合、前科等が明らかになる危険性があるなど、被疑者、被告人等の立場において社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあると説明する。</p> <p>この点について検討すると、法45条1項が、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報のうち、当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものについて、開示請求等の法の規定を適用しないと定めた趣旨は、これらの保有個人情報には、当該本人の前科、少年院収容歴、逮捕歴、勾留歴等を示す情報が含まれており、これらの保有個人情報を開示請求等の対象とすると、当該本人の前科等が本人以外の者に明らかとなる危険性があり、当該本人の社会復帰や更生保護を図る上で本人の不利益になるおそれがあるため、このような弊害を防止しようとするところにあるものと解される。</p> <p>上記の法45条1項の趣旨を踏まえて検討すると、当該部分に記載された情報は、あくまで、労災請求の判断のための「訴訟に関する書類」の資料の名称に過ぎず、それ自体が刑の執行等に関する情報ではない。そうすると、法45条1項の制定趣旨(これらの情報を法による開示請求の対象とすると、本人が</p>

		<p>自己の刑の執行等に関する情報を取得して、提出させられるなどして、前科等が本人以外の者に明らかとなり、本人の社会復帰上の不利益となることを防止すること。) からみて、資料の名称に過ぎない当該部分が法の適用除外になるものと解することはできない。</p> <p>したがって、当該部分は、法45条1項の規定により法第4章の規定の適用が除外される保有個人情報に該当するとは認められず、さらに、当該部分の記載は、上記のとおり、あくまで、刑事訴訟法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」の資料の名称であって、「訴訟に関する書類」自体ではないことから、同項に該当するとも認められない。</p>
25-45	<p>答申25(行個)36 「特定日に特定刑事施設において職員の不適切な言動等に関する調査を依頼した件に関連する文書の不開示決定(適用除外)に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部の者と被収容者との面会についての特定刑事施設における職員の不適切な言動等に関する調査に係る文書に記載された保有個人情報は、当該被収容者の刑の執行に係る情報であり、45条1項の適用除外情報に該当するとした例 	<p>1 本件対象保有個人情報について 本件対象保有個人情報は、特定刑事施設が保有する「特定日に特定刑事施設において、職員の不適切な言動等に関する調査を依頼した件について、関連するすべての文書」である。 (略)</p> <p>2 適用除外について (1) 適用除外の趣旨 法45条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報について、法第4章の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、前科等が明らかになるなど、被収容者の立場で刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、開示請求手続の適用除外とされたものである。</p> <p>(2) 本件対象保有個人情報への法の規定の適用の可否 諮問庁は、理由説明書において、本件対象保有個人情報は、特定個人が刑事施設に存在することを前提に作成されたものであることから、審査請求人を本人とする保有個人情報であると同時に、審査請求人が面会を希望した特定個人の保有個人情報であるという二面性を有しているため、法45条1項により法第4章の規定の適用除外であると説明している。</p> <p>また、諮問庁は、補充理由説明書において、本件対象保有個人情報は、文書の性質そのものが特定被収容者の面会に関する情報であることが明らかであることから、これらの保有個人情報は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に定める被収容者の刑の執行中における面会に関する情報であり、当該受刑者に面会を申し込んだ審査請求人の保有個人情報も含め、一体として当該受刑者の刑の執行に係る保有個人情報そのものであり、法45条1項により法第4章の規定の適用除外であると説明している。</p> <p>上記諮問庁の説明を受け、以下、本件対象保有個人情報の同項該当性について検討する。</p> <p>刑の執行として特定刑事施設に収容されている者等の面会に関する情報は、刑の執行に係る情報である。</p> <p>本件対象保有個人情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報であるが、面会を申し込まれた特定個人の保有個人情報でもであると</p>

		<p>いう二面性を有していると認められる。</p> <p>法45条1項は、同項所定の保有個人情報について開示請求権などを定めた法第4章の適用を除外するものであるところ、同項所定の保有個人情報であれば、法第4章所定の開示請求等を行う者が何人であっても法第4章の適用が除外されるものである。</p>
26-41	<p>答申26（行個）125</p> <p>「本人の外国人登録原票のうち刑事事件の裁判等に係る部分の不開示決定（適用除外）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の外国人登録原票の備考欄の一部の記載部分について、備考欄には原票の閉鎖事由等も記載されるため、45条1項の適用除外情報に該当するとして不開示とすると、当該情報の存在が明らかとなり、同項の制定趣旨にそぐわないことから、法が適用される保有個人情報に該当するとして改めて開示決定等をすべきとした例 	<p>2 適用除外について</p> <p>(略)</p> <p>(2) 検討</p> <p>ア 適用除外の趣旨</p> <p>法45条1項は、刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報について、第4章の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、これらに係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、提出させられるなどして、前科等が明らかになる危険性があるなど、被疑者や被告人、受刑者等の立場で留置施設や刑事施設等に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。</p> <p>イ 適用の可否</p> <p>(ア) 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、本件開示請求の対象とされた保有個人情報は、本人に係る複数の外国人登録原票に記録された保有個人情報であり、そのうち1つの外国人登録原票の備考欄の一部の記載が、不開示とされていると認められる。</p> <p>これについて、処分庁は、本件の不開示決定通知書において、「刑事事件の裁判等に係る個人情報が記載されている部分」を「法45条1項により」不開示とした旨を明記していることから、上記備考欄の中に、刑事事件の裁判等に係る個人情報が記録されていると判断し、そのことをもって、当該部分のみを法の適用が除外されるとして不開示としたものと認められる。</p> <p>一方、当該備考欄のその余の部分には、異議申立人の出入国に関する記録が記載され、異議申立人の他の外国人登録原票の備考欄にも、出入国の記録等が記載されており、これらは、いずれも別途の開示決定において全て開示されていると認められる。</p> <p>(イ) 上記アの法45条1項の趣旨に鑑みると、同項により適用除外とされるのは、本来、同項に規定する情報だけを記載することを目的としている文書又は欄であって、これらへの記載の有無のみで、当該情報の存否が明らかになるものに限られると解され、そのため、当該文書又は欄は、その記載の有無にかかわらず、全部を不開示とせざるを得ないことから、法はこれを適用除外としたものと考えられる。</p> <p>そこで、本件対象保有個人情報について検討するに、諮問庁は、上記(ア)のとおり、外国人登録原票の備考欄に記録されている保有個人情報について、法45条1項に規定する情報に</p>

		<p>該当するとしており、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、同原票は、日本に在留する外国人の居住関係や身分関係の明確化等を目的としていた旧外登法に基づいて作成されていたものであり、その備考欄には、当該原票に登録すべき事項（氏名や生年月日等）やその変更・訂正事項に当たらない事項、例えば、当該原票の閉鎖事由（本人の出国等）や閉鎖年月日等を記載するとのことである。</p> <p>そうすると、当該備考欄には、日本に在留する外国人個人に関し、当該原票の登録事項以外の事項が広く記載されることとされ、仮に、その一部に刑事事件の裁判等の情報が記載されていた場合、そのことをもって、法45条1項による法の適用除外に当たるとして不開示とすると、そのこと自体により、当該情報が存在することが明らかとなり、それは同項の趣旨にそぐわないものといわざるを得ない。</p> <p>(ウ) したがって、本来、法45条1項に規定する情報のみを記載することとされていない当該備考欄の具体的記載内容の一部に、刑事事件の裁判等と関連するような記述があったとしても、同項の趣旨からみて、当該記述部分が法の適用除外になるものと解することはできない。</p>
29-34	<p>答申29（行個）99</p> <p>「本人と特定刑事施設に在所する全ての死刑確定者との外部交通許可に関する所長決裁起案文書の不開示決定（適用除外）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 開示請求の内容は、特定刑事施設に収容されている等の特定の死刑確定者を識別し得る情報の開示を求めるものではないと解されるとして、法45条1項の規定する保有個人情報に該当性しないと判断した例 	<p>2 適用除外について</p> <p>(略)</p> <p>(2) 本件対象保有個人情報に対する法の規定の適用の可否</p> <p>(略)</p> <p>イ 確かに、本件対象保有個人情報そのものは、死刑確定者（場合によっては複数人）が特定拘置所に収容されていることを前提として作成されるものである。</p> <p>しかしながら、本件開示請求は、上記1のとおり、要するに、開示請求者（審査請求人）が、自己と特定拘置所に所在する全ての死刑確定者との間の外部交通許可に関する所長決裁起案文書に記録された保有個人情報について、当該死刑確定者が特定されない形での開示を容認して開示を求めるものであるから、専ら開示請求者に係る保有個人情報の開示を請求するものにすぎず、受刑者等の立場で刑事施設等に収容されている、又は収容されたことのある特定の死刑確定者を識別し得る情報、すなわち特定の死刑確定者に係る「個人情報」（法2条2項）にも当たるような情報の開示を求めるものではないと解されるのであり、本件対象保有個人情報は法45条1項の規定する保有個人情報に該当しないというべきであるから、法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定の適用が除外されると解することはできない。</p>
29-35	<p>答申29（行個）186及び187</p> <p>「本人が行った特定の告発の検察総合情報管理システムにおける登録状況が分かる文書の不開示決定（適用</p>	<p>2 適用除外としたことの妥当性について</p> <p>(略)</p> <p>(2) ここで、法45条1項は、「第四章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、</p>

	<p>除外) に関する件]</p> <ul style="list-style-type: none"> 告発の受理は法45条1項の「処分」に含まれ、自己を被告発人とする告発が検察官又は司法警察員に受理された者は、同項括弧書きの「処分…を受けた者」に含まれるから、被告発人である個人に係る保有個人情報は同項に該当し、法第4章の規定が適用されないとした例 	<p>更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。) については、適用しない。」と規定している。</p> <p>法45条1項が刑事事件に係る裁判等に係る保有個人情報を法の第4章の適用除外とした趣旨は、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や刑事施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、そのような事態を防ぐ点にあると解されるところ、自己を被告発人とする告発が検察官又は司法警察員に受理された者は、捜査機関による捜査の対象とされることとなるのであり、そのように告発が受理されたことに係る情報は、当該被告発人の社会復帰等の面で不利益となり得るものであるから、当該情報についても同項の趣旨は妥当するといえる。</p> <p>そして、「処分」という用語は、一般に、広く事実行為も含まれると解されるようなものを含め、様々な意味で用いられているところ、法45条1項の規定振りや趣旨に照らせば、同項の「処分」に、告発の受理が含まれると解することは可能であると考えられる。</p> <p>以上によれば、法45条1項の「検察官…若しくは司法警察職員が行う処分」には、検察官及び司法警察員による告発の受理も含まれ、同項括弧書きの「処分…を受けた者」には、自己を被告発人とする告発が検察官又は司法警察員に受理された者が含まれると解するのが相当である。</p> <p>(3) なお、審査請求人は、上記第2の2において、刑事訴訟法260条により、告発人は、自らが告発をした事件について起訴又は不起訴の処分がされたことを知り得る立場にあるから、告発が受理されていた場合に、当該告発に係る情報を告発人に開示することに問題はなく、また、告発が受理されていない場合は、その旨を開示したとしても問題がないはずであるとして、本件対象保有個人情報につき法45条1項による適用除外とすべき理由がない旨を主張しているものと解される。</p> <p>しかし、刑事訴訟法260条の規定は、法とは趣旨及び目的を異にするものであるから、法45条1項により適用除外とされる場面を限定する根拠となるものとは解されず、また、同項に該当する保有個人情報が存在しない場合には不存在を理由に不開示とし、これが存在する場合にのみ同項により適用除外とすることとしたのでは、同項の趣旨が損なわれることは明らかであるから、審査請求人の上記主張には理由がない。</p> <p>(4) 以上のことから、本件対象保有個人情報のうち、被告発人である個人に係る保有個人情報(法2条3項)については、法45条1項の「検察官…若しくは司法警察職員が行う処分」に係る保有個人情報に該当すると認められるので、原処分が、これについて、同項の「刑事事件に係る検察官が行う処分等に係る保有個人情報」に該当し、法の第4章(開示、訂正及び利用停止)の規定は適用されないとして不開示としたことは、結論において妥当である。</p>
30-46	答申30(行個)141	4 本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否に

	<p>「本人が特定法人を設立してから北海道経済産業局が知り得た個人情報記録された文書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の履歴事項全部証明書を商業登記法141条の規定により法の適用除外として不開示としたことにつき、当該証明書は公簿等の謄本・抄本の交付手続に従って交付された証明書の写しであることから、これに記録されている保有個人情報は、法の適用除外の対象となる「登記簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報」には該当せず、法の第4章の規定を適用して改めて開示決定等をすべきとした例 	<p>ついて</p> <p>(1) 商業登記法に係る部分について</p> <p>ア 別表5に掲げる不開示部分のうち、文書5及び文書13に係る不開示部分は、法人の履歴事項全部証明書（以下「本件履歴事項全部証明書」という。）である。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 商業登記法141条の趣旨は、登記、特許手続その他の専ら私人間の取引の安全等を図り、私法上の権利を保護するために、公に表示し又は証明する制度における公簿等の謄本・抄本の交付又は閲覧手続を、一般的な行政文書の開示とは異なる独自の完結した体系的な開示制度とすることであり、これらの公簿等について認証のない写しの交付等を認めることは、登記等の認証制度の趣旨を損なうことから、法の適用除外とするものであると解される。</p> <p>エ 当審査会において、本件履歴事項全部証明書を確認したところ、いずれも、法人の履歴事項全部証明書の写しであり、各履歴事項全部証明書の末尾には、「これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。」との文章とともに、発行年月日、登記官の所属、氏名及び印影が記載されていることからすれば、本件履歴事項全部証明書は、公簿等の謄本・抄本の交付手続に従って交付された証明書の写しであることが認められる。</p> <p>オ 商業登記法141条の規定は、法の下で公簿等の認証のない写しの交付等が行われる事態をあらかじめ排除することにより、登記等の認証制度の正確性を確保する趣旨であると解されることに鑑みれば、本件履歴事項全部証明書は、公簿等の謄本・抄本の交付手続に従って交付された証明書の写しであると認められることから、本件履歴事項全部証明書に記録されている本件対象保有個人情報は、商業登記法141条の規定により法の第4章の規定の適用が除外される「登記簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報」には該当しないものと解される。</p> <p>カ したがって、本件履歴事項全部証明書について、法の規定が適用されないとして不開示とした原処分には、商業登記法141条の解釈適用の誤りがあることから、別表5に掲げる不開示部分のうち、文書5及び文書13に係る不開示部分を対象として、法の第4章の規定を適用して改めて開示決定等をすべきである。</p>
30-47	<p>答申30（行個）152及び153</p> <p>「本人の子が特定少年施設で受けた医療的措置等に関する文書の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡した特定個人の情報は、社会通念上、審査 	<p>2 本件開示請求の適否について</p> <p>(略)</p> <p>(2) ところで、審査請求人の主張によれば、特定個人は本件開示請求の時点で既に死亡していたというのであるが、死者を本人とする保有個人情報であっても、それが開示請求者を本人とする保有個人情報でもありと認められる場合には、開示請求者は、自己を本人とする保有個人情報として当該保有個人情報の開示を請求することができるので、この点について検討する。</p> <p>本件対象保有個人情報は、「特定個人が特定少年施設に在院している期間内に受けた医療的措置（診療、診断、治療（手術、心理ケ</p>

	<p>請求人自身の保有個人情報とみなせるほど密接な関係がある情報として、審査請求人による開示請求の対象になると解すべきである旨の主張に対し、本件対象保有個人情報は、法45条1項所定の情報に該当するものであり、同項は、同項に規定する保有個人情報については、開示請求等を行う者が本人以外の者であっても、法の第4章の規定の適用を除外する趣旨であると解されると判断した例</p>	<p>ア、投棄)及び、同期間内に特定個人が訴えた身体及び精神の不具合について記載された一切の資料」に記録された保有個人情報であることから、特定個人が特定少年施設に收容されている、又は收容されていたことを前提として作成又は取得されるものであると認められる。</p> <p>そうすると、本件対象保有個人情報を開示することにより、特定個人が特定少年施設に收容されている、又は收容されていたことが明らかとなるのであるから、仮に、本件開示請求につき、死者である特定個人を本人とする本件対象保有個人情報が、審査請求人を本人とする保有個人情報でもあると認められる場合に当たるとしても、本件対象保有個人情報については、法45条1項の「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、刑若しくは保護処分の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないものと認められる。</p> <p>なお、審査請求人は、特定個人は自己の子であり、死亡した特定個人の情報は、社会通念上、審査請求人自身の保有個人情報とみなせるほど密接な関係がある情報として、審査請求人による開示請求の対象になると解すべきである旨も主張しているところ、そもそも、法45条1項は、同項に規定する保有個人情報については、当該保有個人情報の開示請求等を行う者が本人以外の者であっても、法の第4章の規定（開示、訂正及び利用停止）の適用を除外する趣旨であると解されるのであるから、審査請求人の上記の主張は、採用の余地がない。</p>
2-17	<p>答申2（行個）49</p> <p>「本人と特定個人との間の交通事故に係る実況見分調書等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 自賠償に係る調査を行う損害保険料率算出機構が当該調査のために検察庁から入手した交通事故の実況見分調書の写しに記録された保有個人情報について、当該文書は入手の経緯等から刑事訴訟法53条の2第2項により、法第4章の規定を適用されないとされている「訴訟に関する書類」に該当するとして、法第4章の規定が適用されないとした例 	<p>3 本件実況見分調書に対する法の規定の適用について</p> <p>(1) 諮問庁の上記2(2)オの説明によると、本件実況見分調書はその入手経緯等に鑑みれば、刑事事件記録として検察庁で保管していた「訴訟に関する書類」の写しであると認められる。</p> <p>刑事訴訟法53条の2第2項は、「訴訟に関する書類」に記録されている保有個人情報については法第4章の規定を適用しない旨規定しているところ、その趣旨は、「訴訟に関する書類」については、刑事訴訟法47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法53条及び刑事確定訴訟記録法により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認めつつ、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、刑事訴訟法（40条、47条、53条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていることから、法第4章の適用が排除されたものといえる。このような刑事訴訟法53条の2の趣旨からすれば、同条の各項に規定する「訴訟に関する書類」とは、書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成された書類をいい、検察庁の保管する書類に限らず、同庁から謄写を受けるなどして他の行政機関が保管しているものも、刑事事件記録を構成するという文書本来の性質に変化があるものではなく、これに含まれると解するのが相当である。そうすると、検察庁から謄写を受けて処分庁が保管する</p>

		本件実況見分調書に記録された保有個人情報、同条2項により法第4章の規定は適用されないこととなる。
○	<p>〔再掲〕 答申3（行個）93 「特定刑事施設が保有する本人の母の診療記録等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定刑事施設で死亡した者が当該施設内で受けた診察等の記録といじめに関する調査記録に記載された保有個人情報について、前者は開示請求者である子の保有個人情報には該当しないと、後者は法45条1項の「刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報」に該当するものであり法第4章の規定の適用が除外されることとして、それぞれ不開示としたことを妥当とした例 	整理番号3-18の答申参照
4-28	<p>答申4（行個）5211 「特定法人の青色申告取消処分に係る根拠として特定国税局査察部から提供等を受けた本人に質問調書等の不開示決定（不存在）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事訴訟法53条の2第2項所定の「訴訟に関する書類」とは、書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成された書類をいい、検察庁の保管する書類に限らず、同庁から謄写を受けるなどして他の行政機関が保管しているものも含まれるとし 	<p>2 「訴訟に関する書類」該当性について (略) (2) 以下、検討する。 (略) エ 一方、質問調書は、国税査察官が、国税通則法131条及び152条の規定に基づき、国税に関する犯則事件を調査するために必要があるときに、犯則嫌疑者若しくは参考人に対して質問した際に作成される文書である。 オ また、国税通則法159条2項は「告発は、書面をもつて行い、第一百五十二条各項（調書の作成）に規定する調書を添付し、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件があるときは、これを領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録とともに検察官に引き継がなければならない。」と規定しているところ、諮問庁から提示を受けた告発書類送付書及び記録総目録によれば、本件質問調書は犯則事件に係る告発書類として実際に検察官に引き継がれていると認められる。 カ 刑事訴訟法53条の2第2項は、「訴訟に関する書類」に記録されている保有個人情報については法第4章の規定を適用しない旨規定しているところ、その趣旨は、「訴訟に関する書類」につい</p>

<p>て、税務署が保有していた国税査察官作成に係る質問調書の写しについて、「訴訟に関する書類」に該当するとした例</p>	<p>ては、刑訴法47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法53条及び刑事確定訴訟記録法により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認めつつ、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、刑訴法（40条、47条、53条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていることから、法第4章の適用が排除されたものといえる。このような刑訴法53条の2の趣旨からすれば、同条の各項に規定する「訴訟に関する書類」とは、書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成された書類をいい、検察庁の保管する書類に限らず、同庁から謄写を受けるなどして他の行政機関が保管しているものも、刑事事件記録を構成するという文書本来の性質に変化があるものではなく、これに含まれると解するのが相当である。そうすると、本件質問調書の写しに記録された保有個人情報、 「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報に該当し、同条2項の規定により法第4章の規定は適用されないこととなる。</p>
--	---